

番号	(1). 1
項目	大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。 (回答) 医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。 そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。 一方、国では、令和2年3月5日付け生活保護関係全国係長会議資料の中で、『「最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することについて、対策が必要となる可能性がある。』と述べられていることから、本市としまして、今後は、国の動向に注視し対応したいと考えています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	(1). 2
項目	「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。
(回答) 大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 3. イ～ホ
項目	申請権の確立について イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。 ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。 ハ. 申請の意思を確認すること。 二. 申請の意思を示した人には、ただちに申請を受理すること。 ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。
(回答) イ. 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。 ロ. 申請に際しては、要保護者の申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮しているところです。 ハ. 申請の意思については、面接時に確認しております。 二. 申請の意思が示された場合は、申請書を交付し、速やかに提出するよう説明し、申請書が提出されれば、受理しているところです。 ホ. 申請日については、申請の意思を示された日としております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 3. へ〜リ
項目	申請権の確立について へ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。 ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。 チ. 申請手続きは簡素化すること。 リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
	(回答) へ. 申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。 ト. 申請時に申請者の要請により同席を求める場合は、個人情報の保護に留意しながら、適宜対応を行なっているところです。 チ. 保護の相談における開始申請の取扱いは、実施要領に基づき進めております。 リ. 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。本市における生活保護受付面接担当の業務は、生活に困窮した方が相談に訪れた際、相談者の状況把握や生活保護制度の説明等を行うものであり、マニュアルの策定や研修等により、業務に必要な知識の習得や資質の向上を図っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 4
項目	申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
(回答) 保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡したり、掲載しているホームページを案内しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 5
項目	保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
(回答) 保護の決定は迅速に行うよう心がけておりますが、法定期限である 14 日を越える場合には、生活保護法第 24 条第 6 項のとおり、通知に決定が遅れた理由を記載しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 6
項目	夏季、年末一時金は復活すること。夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
(回答) 夏期と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止したところであり、復活させることは困難です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 7. イ
項目	エアコンの設置・修理について すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
(回答) 一定の要件を満たす場合は、冷暖房器具購入にかかる費用および設置費用が扶助されます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 7. ロ
項目	エアコンの設置・修理について 冷房器具の支給要件はなくすこと。
(回答) 生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 7. ハ
項目	エアコンの設置・修理について エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
(回答) 現行の保護の実施要領では、エアコンの修理費用について住宅維持費の特別基準として支給する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 7. ニ
項目	エアコンの設置・修理について 当面、購入のための貸付けの返済金については控除すること。
(回答) 貸付金の償還金を控除する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 8
項目	個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
(回答) 生活保護法第 29 条に基づく調査は、大阪市個人情報保護条例第 6 条第 3 項の「法令等に定めがあるとき」にあたるものと解されます。 同意書は、世帯の代表者だけではなく世帯員一人一人に記入いただくこととしています。 ただし、18 歳未満の方は、親権者の同意で問題ないと考えています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 9
項目	保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 10. イ. ロ. ハ
項目	ケースワーカーについて イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。 ロ. 職員の配置は 60 世帯あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。 ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。 なお、年間を通じて各区保健福祉センターで従事する職員へ、研修を実施しています。生活保護法の適切な運用に関する研修の他、様々な課題を持つ個別ケースへの対応や、対人援助技術を習得するための研修としており、それらの研修を実施することにより職員の資質向上と、業務実施水準の向上を図っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 11
項目	関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。 (回答) 本市では、平成 27 年 4 月より、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。 見守り相談室では、要援護者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方など、支援を必要とする方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでおります。 また、ライフライン事業者等が、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらうよう、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、連絡があった時は区と見守り相談室が連携し、安否確認を行うことにより、支援を必要としている方の早期発見に取り組んでいます。
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	(1). 12. イ～ニ
項目	扶養義務調査について イ. DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。 ロ. 収入申告、資産調査の強制をしないこと。 ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。 ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制はしないこと。
	(回答) イ. 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 ロ. 収入に関する申告については、要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき、当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるときに申告を行わせることとされています。 また、資産申告書の提出については、少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解いただき、資産申告書を提出していただきます。 ハ. 扶養照会書については、生活保護法施行細則準則に則っています。 ニ. 扶養義務者に対する扶養能力調査については、生活保護法や実施要領に基づき実施しており、調査の趣旨を説明のうえ、回答をお願いしております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 13. イ～ニ
項目	資産申告書について イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。 ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。 ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。 ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
(回答) イ. 資産については少なくとも12箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。 ロ. 資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。 ハ. 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。 ニ. 被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 14
項目	実態を無視した収入の見込み認定をしないこと。 (回答) 収入認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)等により、収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行うこと。収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3 箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月額割を基礎として支給額の算定を行うこと。賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときには、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行うこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行うこと。上記によることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。(※農業収入の認定については省略)とされており、この内容に基づいて算定することとしています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 15
項目	就労について イ. 就労指導は、27 条の精神に基づき、当事者の意思を尊重すること。また、就職活動に必要な携帯電話の契約については、行政が支援や貸与を行うこと。 ロ. 就労した際の基礎控除やその他の勤労控除について十分に説明すること。
(回答) イ. 就労指導は、稼働能力を有する被保護世帯の方に対し、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、実施機関が行うものです。 今後とも就労指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 ロ. 就労収入の申告をしていただく際は、収入の取扱いや基礎控除等について適切に説明をしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 16
項目	生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
(回答) 生活保護法第 24 条に基づき、保護決定に際し生活扶助費等の明細を記入した保護決定通知書を送付しています。 また、金額等に不明な点があれば、ケースワーカーに問い合わせさせていただいているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 17
項目	加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
(回答) 日常からケースワーカーの研修や、査察指導員のチェック体制の整備等により漏給が生じないように指導しているところです。 また、漏給があった場合には実施要領に従い速やかに確認月の前々月分まで遡及して支給しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 18
項目	63 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
(回答) 収入認定につきましては、保護の実施要領で定められたとおり、収入に関する申告や調査により得られた収入額に対し、必要経費などを控除し、収入額を認定するよう取り扱うこととなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 19
項目	80 条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。
(回答) 保護費の過誤払いを問わず、生活保護法第 63 条返還金額の決定にあたっては、自立更生のために真に必要と実施機関が認めた金額については、返還額から控除できるとされています。 したがって、返還額の決定は、ケース診断会議に諮る等慎重に検討を行ったうえで決定しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 20
項目	「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身世帯5千円、複数世帯1万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
(回答) 生活保護法第78条の2による費用徴収（保護金品等との調整）については、厚生労働省通知に基づき、単身世帯5千円、複数世帯1万円程度を上限の目安として保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合に取り扱っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 21. イ.ロ.ハ
項目	生活困窮者自立支援法について イ. 生活困窮者自立支援に名を借りた生活保護の申請権を侵害しないこと。 ロ. 自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。 ハ. 指導資格のない就労支援員の「指導」はやめること。
	(回答) イ. 生活困窮者に対する支援窓口では、相談支援員によるアセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、適切な他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。 なお、本人より生活保護の申請意思が確認された場合は、速やかに生活保護相談窓口へ繋ぐこととしております。 ロ. 相談支援員は生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活や社会生活における自立など、相談者が抱えている課題や状況をお聞きし、本人の自己選択・自己決定を基本として一緒に支援プログラムを作成し、伴走型のサポートを行うことで生活困窮状態からの脱却に向け支援しております。 ハ. 生活困窮者自立相談支援事業では、相談支援と就労支援を行うことが定められており、本市においては就労と相談を切り分け、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、多角的な支援を総合的に行うことの出来る専門的な知識や経験、技能のある事業者に委託しております。 社会福祉士等の資格要件を満たした就労支援員においては、個々の状況に応じて面談・同行支援等の就労支援や助言を行っております。
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	(1). 22. イ
項目	一時扶助について イ. 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。
(回答) 一時扶助を含む生活保護の基準及び程度については、国が定めることとなっています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 22. ロ
項目	一時扶助について ロ. 入学準備金・体操服・修学旅行費などは実態に応じた実費を必要な時期に間に合うよう支給すること。
(回答) 小中学校等に入学する場合の入学準備金については、入学前の3月分定例保護費とともに実施要領で定められた額を支給しています。高校への入学準備金については、生徒により必要物品や金額が異なるため、必要物品を確認した後、実施要領で定められた範囲内で支給しています。また、体操服については、入学準備金の対象品目となります。なお、修学旅行費について、現行の保護の実施要領では支給する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 23. イ～ヘ
項目	住宅扶助について イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。 ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。 ハ. 新規申請の場合の高額家賃についても特別基準の設定を積極的に行うこと。 ニ. 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。 ホ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 ヘ. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。 ト. 風呂設備の設置費用は、実情に即して支給すること。
	(回答) イ. 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 ロ. 国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。 ハ. 新規申請の場合の特別基準については、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。 ニ. 指導指示は、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、被保護世帯に対しケースワーカーによる病状や家庭状況の把握などに基づき、実施機関が行うものです。今後とも指導指示については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 ホ. 共益費につきましては、生活保護法施行令、生活保護法施行規則で生活扶助に位置づけられております。また、別途支給する取扱いはありません。 ヘ. 現行の保護の実施要領では、公営住宅入居を理由として敷金等を支給する取扱いはありません。しかし、現住居の家賃額より低額となり、かつ転居することが当該世帯の自立更生に資すると認められる場合、敷金を支給することは可能です。 ト. 入浴設備の設置については、実施要領に基づき、支給を判断しております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 24
項目	税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
(回答) 保護開始前の滞納保険料等については、最低生活費から支払うと生活困窮となるため担当部局へ相談するよう指示しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 25
項目	自動車保有を認めること。
(回答) 自動車保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところ。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 26
項目	125CC 以下のバイクの保有の要件を緩和すること。
(回答) 125CC 以下のバイクの保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。 なお、保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 27. イ
項目	医療を受ける権利について 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
(回答) 医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、原則として被保護者の申請に基づいて医療扶助を決定し、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、医療扶助にオンライン資格確認が導入されたことにより、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこと、急迫した事由等やむを得ずマイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合は、医療券を発行して行うこととされています。 そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	(1). 27. ロ
項目	医療を受ける権利について ジェネリック医薬品の処方医師の知見に基づいて行い、本人の意思に反する強制はしないこと。
(回答) ジェネリック医薬品については、平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法の改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。 本市としましては、法に基づき実施してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	(1). 27. ハ
項目	医療を受ける権利について 入院時の基準生活費・入院患者日用品費については、実態に応じた額に引き上げることを。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 27. ニ
項目	医療を受ける権利について 大阪市は調剤券の発行をやめること。
(回答) 調剤の給付は、医療扶助運営要領に、「患者は指定薬局により調剤の給付を受けよとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする。」とされております。 調剤券は、継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで1か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券を発送しているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。 ただし、薬局を1か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り1か所に集約していただくようお願いしているところです。 なお、(1). 27. イの回答にあるように、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	(1). 27. ホ
項目	医療を受ける権利について 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。
(回答) (1). 27. イのとおり、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)による生活保護法の改正に伴い、医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされたことから、本市におきましても、令和6年9月に医療扶助のオンライン資格確認を導入するとともに、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。 本市といたしましては、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入やマイナンバーカード取得の意義についてご理解をいただいた上でマイナンバーカードを取得していただくよう、今後も被保護者へ丁寧に説明し、支援を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	(1). 28. イ～ハ
項目	移送費について イ. 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。 ロ. 福祉事務所へ行くための交通費を支給すること。 ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
	(回答) イ. 通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付可否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。 ロ. 移送費の支給に当たっては、社会援護局通知第 7-2 (7) アに該当する費用が対象となります。 ハ. 求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。 また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012・8021

番号	(1). 29
項目	申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
(回答) 生活保護の支給決定を受けている方に対しては、生活保護費の支払い開始日までのつなぎ資金として、緊急援護資金貸付事業において貸付を実施しております。 また、生活保護受給世帯においても、大阪府社会福祉協議会が実施・運営している生活福祉資金貸付制度の貸付の対象となることがあります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	(1). 30
項目	葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
(回答) 実施機関の窓口に来られた遺族の方に対しては、葬儀費用の捻出にお困りの状況であれば生活保護法による葬祭扶助があること、また、その申請先について適切に説明をしています。 また、葬儀組合・医療機関・民生委員からも親族・遺族へ説明していただけるように、制度説明を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 31
項目	死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
(回答) 生活保護法では亡くなった方へ扶助することはできないこととされており、残された家財道具等を片づけることはできません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 32
項目	高校生のアルバイトは収入認定しないこと。当面、収入認定する際には、高校生に対し収入から基礎控除や未成年者控除があること、クラブ活動や塾代、大学進学費用、自動車運転免許取得費用などの将来に向けての預貯金ができることなどを本人に十分に説明すること。
(回答) 高校生のアルバイト収入については、実施要領に基づき基礎控除、20歳未満控除はもとより、高等学校等就学費の対象とならない経費（修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費等）に充てる場合、又は就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを実施機関が認めた場合に収入認定除外の取扱いとしており、取扱いについても周知しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 33
項目	自転車保険の加入保険料やヘルメット購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。
(回答) ・自転車保険やヘルメットの購入費用については、高校生等の通学のために必要と認めている場合は教育扶助や高等学校等就学費で支給が可能です。また、高校生等以外で通勤のために必要な場合は、就労収入から必要経費として控除可能となっております。 ・上記以外の場合について、現行の保護の実施要領では支給又は控除する取扱いはありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(1). 34
項目	大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
(回答) 大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うことになります。 なお、稼働能力を十分活用する等保護の要件を充足したのち更に夜間大学に就学する場合は、世帯内において就学することが認められているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	(2). 1～15
項目	国に要求すること - 生活保護基準は2013年7月以前の基準に戻すこと。 63条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」の非免責債権化や、保護費からの天引き徴収、ジェネリック医薬品の使用の義務化は元に戻すこと。 - 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。 - 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。 - 生活保護は全額国庫負担とし、生活保護費を大幅に引き上げること。 - 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。 - 老齢加算を元に戻すこと。 - 期限付き保護、級地見直しなどの改悪はやめること。 - 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）を中止すること。 - 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。 - 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。 - 検診命令は「命令」ではなく「健診指示書」などの名称に変更すること。 - だれもが気兼ねなく利用しやすい制度にするため、生活保護法を「生活保障法」に名称を改めること。 - ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。 - 保護開始時の手持金の保有については、少なくとも最低生活費の3カ月程度は認めること。 - 治療材料のひとつとして、補聴器も支給対象とすること。
	(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう伝えております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012